昭27.1.30.

官報

毎日文庫

第三種郵便物認可

主要目次

省令
○農林省組織規程の一部改正　四四五頁
規則
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正　四四五
○会計検査院事務総局定員規則　四四五
告示
○連合国財産の譲渡命令　四四五
○日本国籍離脱者　四四五
○酒類の級別及び類別の決定に関する告示の一部改正　四四六
○アルコール分指定の告示の一部改正　四四六
○漁港の指定の一部改正　四四六
○浜田暴風標識信号所廃止　四四七
○土佐沖ノ島燈台暴風標識信号所の夜間暴風標識のあげおろし開始　四四七
○釣掛埼燈台暴風標識信号所等設置　四四七
○国際観光ホテル整備法による旅館の登録　四四七
○特定郵便局長を長とする郵便局でないもの指定　四四七
○千歳郵便局改称　四四七
○砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地指定（群馬県）　四四七
○砂防設備を要する土地指定（同）　四四九
官庁事項
○昭和二十六年度予備費使用　四五四
○再審による無罪判決の公示　四五五
○刑事補償法による補償決定　四五六

省令

◉農林省令第一号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）並びに農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）及び水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）に基き、農林省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年一月三十日

農林大臣　広川　弘禪

農林省組織規程の一部を改正する省令

農林省組織規程（昭和二十四年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八條、第五十條（見出しを含む。）及び第五十二條中「作物報告課」を「作物統計課」に改める。

第六十五條中第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八　繭糸価格安定のための生糸の買入及び売渡に関すること。

九　糸価安定特別会計の経理を行うこと。

十　繭糸価格安定審議会に関すること。

第百六條の二を次のように改める。

（漁政部の分課）

第百六條の二　漁政部に左の六課を置く。

漁政課
協同組合課
漁業調整第一課
漁業調整第二課
経理課
漁船保険課

第百八條（見出しを含む。）中「経済課」を「協同組合課」に改め、第二号及び第三号をそれぞれ第四号及び第五号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　水産業協同組織その他水産に関する協同組合に関すること。

三　水産業団体の整理に関すること。

第百九條第二号中「海洋課」を「海洋第一課及び海洋第二課」に改め、第百十二條を次のように改める。

第百十二條　削除

第百十四條中「四課」を「五課」に、「海洋課」を「海洋第一課　海洋第二課」に改める。

第百十六條を次のように改める。

（海洋第一課の事務）

第百十六條　海洋第一課においては、左の事務をつかさどる。

一　捕鯨業、海獣猟業及び母船式かに漁業、母船式さけ・ます漁業その他の北洋漁業の許可及び指導監督を行うこと。

二　漁業に関する国際協定に関すること。

第百十六條の次に次の一條を加える。

（海洋第二課の事務）

第百十六條の二　海洋第二課においては、左の事務をつかさどる。

一　汽船トロール漁業、以西機船底びき網漁業及びかつお・まぐろ漁業の許可及び指導監督を行うこと。

二　操業漁船の現在位置の無線施設による通報に関すること。

附　則

この省令は、昭和二十七年二月一日から施行する。

規則

人事院は、国家公務員法に基き、**人事院規則九―八**（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年一月三十日

人事院総裁　浅井　清

第十五條中「第十二條及び第十四條」を「第十二條及び第十四條本文」に、「昭和二十六年十二月一日施行」を「（昭和二十六年十月五日適用）」にそれぞれ改める。

◉会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八條の規定に基き、会計検査院事務総局定員規則を次のように定める。

昭和二十七年一月三十日

会計検査院長　佐藤　基

会計検査院事務総局定員規則

会計検査院事務総局の職員で、常時勤務する者（休職者を除く。）の定員は、千百三十七人とする。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　会計検査院事務総局定員規則（昭和二十二年会計検査院規則第二号）は、廃止する。

3　この規則による定員をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

告示

◉総理府告示第十四号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、大同海運株式会社（神戸市生田区浪花町二十七番地）に対し、その所有する左に掲げる財産を昭和二十七年一月三十一日に、エッチ・エス・グッドウイン・アイジット（ロンドン市イースト・セントラル・二・フインスベエリー・サーカス街十四番地ゼンクス・バーシバル・ビジョン・エンドコンパニー方）及びルーシー・アイジット（同所）に譲渡することを命じた。

昭和二十七年一月三十日　内閣総理大臣　吉田　茂

一　エッチ・エス・グッドウイン・アイジット及びルーシー・アイジットに対し譲渡すべき財産

種類	数量	所在地
土地（宅地）	三筆二百八十二坪四合八勺	神戸市生田区北野町二丁目二十九番地、三十番地及び三十一番地合併地の一

二　ルーシー・アイジットに対し譲渡すべき財産

種類	数量	所在地
建物（家屋番号第二十五番）	三棟総坪百十四坪二合	神戸市生田区北野町二丁目二十九番地、三十番地及び三十一番地

◉法務府告示第十六号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月三十日

法務総裁　木村篤太郎

本籍　山口県大島郡油田村大字油字三十三番地
住所　アメリカ合衆国マサチユセツ州ウオルサム市五十五区ブランダイス大学校
小田　安枝　大正十五年一月二十八日生

本籍　三野県三重郡楠町大字南五味塚九百六十番地の二
住所　アメリカ合衆国カリフオルニア州ロスアンゼルス市リンデンハースト街六千三百八十
宮崎　美佐　大正十四年二月一日生

◎**法務府告示第十七号**

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月三十日

法務総裁　木村篤太郎

本籍　島根県那賀郡川波村大字敬川六十四番地

住所　東京都品川区西中延一丁目百三十八番地

昭和二年十二月十二日生

横田　保子

◎**法務府告示第十八号**

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月三十日

法務総裁　木村篤太郎

本籍　兵庫県神戸市葺合区野崎通三丁目九番地の一

住所　東京都港区芝新堀町三十一番地の一

昭和二年十二月九日生

小池紀美子

◎**法務府告示第十九号**

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月三十日

法務総裁　木村篤太郎

本籍　山口県熊毛郡高水村大字清尾第七百八十二番地

住所　アメリカ合衆国ハワイ・ホノルル市リバー街千四百七十七

広長　市郎

昭和八年三月十七日生

広長　君枝

昭和十年一月二十二日生

◎**法務府告示第二十号**

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年一月三十日

法務総裁　木村篤太郎

本籍　東京都文京区湯島切通坂町五十一番地

住所　東京都世田谷区新町二丁目百八十四番地

萩原由津喜

昭和二年一月十四日生

◎**大蔵省告示第百八十号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十回三多摩信用金庫福々定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年一月三十日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第十回三多摩信用金庫福々定期預金

二　條　件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利　息　付ない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年三月三十一日まで。

四　割増金品　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十五万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
特賞A	及び旅行券一枚 100,000円	一本
特賞B	及び旅行券一枚 10,000円	二
一等	及び旅行券一枚 3,000円	三
二等	旅行券一枚 1,000円	一五〇
三等	四〇円	一五〇〇〇
四等	二〇円	一三三三五
五等		一五〇,〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十二日

◎**大蔵省告示第百八十一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、駄知信用金庫第三回割増金附定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年一月三十日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　駄知信用金庫第三回割増金附定期積金

二　條　件

(一)契約期間　一年

(二)給付金額　一口一万二千円

(三)掛金の金額及び回数　千円　十二回

(四)抽せん権　抽せんは一回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附與する。

第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月十一日から同年四月九日まで。

四　割増金　抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

(一)第一回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇,〇〇〇円	二本
二等	二,〇〇〇	二
三等	五〇〇	一〇
四等	一〇〇	四〇
五等	五〇	八〇
計		一三四

(二)第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	二五,〇〇〇円	二本
二等	五,〇〇〇	二
三等	一,〇〇〇	二〇
四等	五〇〇	三〇
五等	一〇〇	二五〇
六等	五〇	六九六
計		一,〇〇〇

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日

六　割増金の支拂開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◎**大蔵省告示第百八十二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、第四銀行第四回さかえ積金の細目を定める告示（昭和二十六年九月大蔵省告示第千三百四十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年一月三十日

大蔵大臣　池田　勇人

五　抽せん期日中「第一回抽せん昭和二十七年四月十二日」を「第二回抽せん　昭和二十七年三月二十九日」に改める。

◎**大蔵省告示第百八十三号**

酒税法施行規則（昭和十五年勅令第百四十五号）第十六條第一項の規定に基き、酒類の級別及び類別の決定に関する告示（昭和十八年四月大蔵省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年一月三十日

大蔵大臣　池田　勇人

別表二利久の項中「利久」を「利久　帝盛」に改める。

同表中万上の項の次に次の一項を加える。

巴正宗　同　中央酒類株式会社

同表特選天平の項中「特選天平」を「特　選　天　平　特撰百合正宗」に、同表銀泉の項中「銀泉」を「銀泉　菊桜」に改める。

◎**大蔵省告示第百八十四号**

酒税法施行規則第十五條の規定によるアルコール分指定の告示（昭和十九年三月大蔵省告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年一月三十日

大蔵大臣　池田　勇人

第四号中「同六度」を「同十度」に改める。

水域に接する海浜国有地「田辺三田辺市田辺市神子浜字神谷坂丹波から元町字立戸仏岩の鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに会津川会津橋から下流の河川水面」を「神子浜字神谷坂丹波から会津橋に至る間の水際線から幅四十メートル以内の地域及び同橋から元町字立戸仏岩の鼻に至る間の水際線から幅四十メートル以内の地域並びに水域内の島しよ」に改め、香川の部中「西浜」を「高松」に改める。

◎**運輸省告示第十五号**

浜田暴風標識信号所は、昭和二十六年十二月十日から廃止した旨届出があつたから、暴風標識規則（昭和二十五年運輸省令第四十四号）第六條の規定により告示する。

昭和二十七年一月三十日

運輸大臣　村上　義一

◎**運輸省告示第十六号**

土佐沖ノ島燈台暴風標識信号所の夜間暴風標識のあげおろしを昭和二十六年十二月二十五日から開始した旨届出があつたから、暴風標識規則（昭和二十五年運輸省令第四十四号）第十一條の規定により告示する。

昭和二十七年一月三十日

運輸大臣　村上　義一

◎**運輸省告示第十七号**

左の通り暴風標識信号所を設置した旨届出があつたから、暴風標識規則（昭和二十五年運輸省令第四十四号）第六條の規定により告示する。

昭和二十七年一月三十日

運輸大臣　村上　義一

名称	設置場所	標柱の高さ
釣掛埼燈台暴風標識信号所	鹿児島県薩摩郡下甑村	十二メートル
都井岬燈台暴風標識信号所	宮崎県南那珂郡都井村	〃

◎**運輸省告示第十八号**

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第四條及び第二十八條の規定により、昭和二十七年一月十四日次の旅館を登録した。

昭和二十七年一月三十日

運輸大臣　村上　義一

登録番号	旅館の名称	所在地
登録旅館第三十一号	西村屋	兵庫県城崎郡城崎町

◎**郵政省告示第二十三号**

昭和二十七年二月一日から次の郵便局は、特定郵便局長を長とする郵便局でないものとする。

昭和二十七年一月三十日

郵政大臣　佐藤　栄作

名称	位置
総社郵便局	岡山県吉備郡総社町
内子郵便局	愛媛県喜多郡内子町
安芸郵便局	高知県安芸郡安芸町
三春郵便局	福島県田村郡三春町
楯岡郵便局	山形県北村山郡楯岡町
千歳郵便局	北海道胆振国千歳郡千歳町

◎**郵政省告示第二十四号**

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年二月一日から次の郵便局を改称する。

昭和二十七年一月三十日

郵政大臣　佐藤　栄作

現名称	改称位置
千歳郵便局	胆振千歳郵便局 北海道胆振国千歳郡千歳町

◎**建設省告示第六十四号**

砂防法第二條により砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を左の通り指定する。

昭和二十七年一月三十日

建設大臣　野田　卯一

群馬県

「要設備地」

薄根川

利根郡川場村大字中野字下中野乙一八一番地全筆。字下中野一七八、一八〇、甲一八一番地の内標柱一号乃至四号を結んだ線より川沿の区域。一八二番地の内標柱三号、四号を結んだ線より川寄りの区域。字関下二二八の一乃至二二八の四、二二七、二二五、二一六、二二一乃至二二三、甲二一〇、乙二一〇、二〇九、二〇八、乙二〇七番地以上全筆。字関下乙二二六番地の内標柱四号、五号を結んだ線より河川寄りの区域、乙二二四番地の内標柱六号、七号を結んだ線より河川寄りの区域、甲二〇七、二一四、二一五番地の三の内標柱八号、九号を結んだ線より河川寄りの区域。字高島二五五の二、二五五の四、二五五番地の五以上全筆。字高島二五五番地の一の内標柱一〇号、一一号を結んだ線より河川寄りの区域、二五五番地の三の内標柱一〇号と一一号及び一二号と一三号をそれぞれ結んだ線より川沿の区域。大字谷地字川久戸甲二四五〇、乙二四五〇、三〇五二番地以上全筆。字川久戸二四四七番地の内標柱一四号と一五号を結んだ線より川沿の区域。二四五一、甲二四五二、乙二四五二、二四八一番地の内標柱一七号と二一号を結んだ線より河川寄りの区域。二四八、二五一番地の内標柱二二号を結んだ線より河川寄りの区域。二五四番地の内標柱二三号と二四号を結んだ線より川沿の区域。大字谷地字東原二五六一番地の内標柱二三号と二四号を結んだ線より河川寄りの区域。二五六二番地の二の内標柱二五号と二六号を結んだ線より下流川沿の区域。大字中野字高島乙二五八番地上流筆境を対岸に延長した線より字下中野一七八番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷。前記区域内に介在する道路敷並びに水路敷全部

桜　川

利根郡川場村大字谷地字平並沢一三五七、一三五八、一三五九、一三六〇番地の乙以上全筆。一三五六番地の内標柱一号と二号を結んだ線より上流川沿の区域。一三六七番地の内標柱二号乃至四号及び五号乃至七号を結んだ線より河川寄りの区域。一三六〇番地の甲の内標柱七号と八号を結んだ線より川沿の区域。字西沢甲一三七二番地の内標柱九号と一〇号を結んだ線より川沿の区域。字二の綿道乙一四三一の二、乙一四三二番地の一以上全筆。字二の綿道一四三一番地の甲の内標柱一一号と一二号を結んだ線より川沿の区域。字二の綿道一四三二番地甲上流筆境を対岸に延長した線より一四四八番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷。前記区域内に介在する道路敷全部

白狐沢

利根郡新治村大字布施字布施原乙七四九番地の内標柱一号乃至三号を結んだ線より河川寄りの区域。七四七、甲七四五番地の内標柱四号乃至六号を結んだ線より川沿の区域。乙七四五の二、乙七四五の一、七一四、乙七一二、甲七一二、七一一、乙七〇九、七一〇、七〇五番地の内標柱七号乃至一三号を結んだ線より川沿の区域。字須川原六八九、甲六八八の三、乙六九〇、甲六九〇、六九一の二、六九〇の四、六九〇の五、六九一、六九一番地の三以上全筆。字須川原甲六八八の一、甲六九〇の一、甲六九〇の二、六九二、六九五番地の内標柱一四号乃至一九号を結んだ線より河川寄りの区域。甲七〇一番地の内標柱二〇号と二一号を結んだ線より河川寄りの区域。乙七〇一、甲七〇四、乙七〇四、丙七〇四番地の内標柱二一号乃至二三号を結んだ線より川沿の区域。字須川原甲七〇四番地上流筆境を対岸に延長した線より乙七〇一番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間及び字布施原乙七四五番地の二下流筆境を対岸に延長した線より甲七五〇番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部。前記区域内に介在する道路敷全部

根草沢

甘楽郡磐戸村大字檜沢字幕沿一三三〇番地の二全筆。字幕沿一三三〇の一、一三三二の二、一三三二番地の一の内標柱一号乃至四号を結んだ線より河川寄りの区域。字丸萱甲一二四三番地の二の内標柱五号乃至七号を結んだ線より川沿の区域。前記区域内に介在する道路敷全部

白川（榛名）

群馬郡箕輪町大字松之沢字日向二二五番地の六の内標柱一号乃至三号を結んだ線より川沿の区域。字扇間二二六の一、二二六番地の二の内標柱三号と四号を結んだ線より川沿の区域。大字東

昭27.1.30.　第7516号

明屋官有無番地の内標柱五号乃至八号を結んだ線より川沿の区域。大字松之沢字周間二二六番地の六下流筆境を対岸に結んだ線より字日向二二五番地の六下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷。大字松之沢字赤坂二五〇の一二、二五〇番地の二の内標柱九号乃至一二号を結んだ線より川沿の区域。大字東明屋官有無番地の内標柱一四号乃至一七号を結んだ線より川沿の区域。大字松之沢字赤坂二五〇番地の二上流筆境を対岸に延長した線より二五〇番地の一二下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷

白川（赤城）

勢多郡富士見村大字赤城山字大河原一〇七六、一〇七乃至一〇八五番地以上全筆。字大河原一二〇三番地の内標柱一号乃至三号を結んだ線より川沿の区域。一〇七四番地の内標柱四号乃至六号を結んだ線より川沿の区域

冥無沢

北群馬郡古巻村大字有馬字午王沢二〇〇六番地の内標柱一号と二号を結んだ線より川沿の区域。二〇〇七番地の内標柱三号と四号を結んだ線より上流官民地境界線より五米の区域。右区域内にある道路敷。字塚内甲二四九四の五五乃至甲二四九四番地の五八の内標柱五号乃至七号を結んだ線より川沿の区域。甲二四九四の四六、甲二四九四の九の内標柱四五、甲二四九四番地の九の内標柱八号乃至一〇号を結んだ線より川沿の区域。字塚内甲二四九四番地の五八上流筆境を対岸に延長した線より甲二四九四番地の四六下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷

荻の沢

碓氷郡九十九村大字高梨子字城山一一八五番地の二の内標柱一号と二号を結んだ線より川沿の区域。甲一一八九番地の内標柱一号、九号、八号を結んだ線より川沿の区域。細野村大字新井字天神峯甲一一九〇番地の内標柱三号乃至五号を結んだ線より川沿の区域。字禪谷津乙一一一八〇、乙一一七九、丙一二一六、乙一二一六番地以上全筆。字禪谷津乙一一七八、乙一一七六、甲一一八一番地の内標柱一号乃至四号を結んだ線より川沿の区域。乙一二一三番地の内標柱五号と六号を結んだ線より川沿の区域。字禪谷津乙一二一三番地上流筆境を対岸に延長した線より乙一一八〇番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷

「要行為禁止制限地」

薄根川

利根郡川場村大字中野字下中野一八三番地全筆。字下中野一七八、一八〇、一八一、一八二番地の内標柱一号乃至四号を結んだ線より道路寄りの区域。字関下一九〇番地の内標柱二七号と二八号を結んだ線より河川寄りの区域。乙一二一六番地の内標柱四号と五号を結んだ線より一九〇番地寄りの区域。乙一二一四番地の内標柱六号と七号を結んだ線より乙二二六番地寄りの区域。大字谷地字川久戸一四五一、甲二四五二、乙二四五二、乙二四五四、二四八一番地の内標柱一六号乃至一九号を結んだ線より道路寄りの区域。字黒岩二八四二乃至二八四九、二八三六乃至二八三九番地以上全筆。字東原二五七七、二五八九、二五九〇、二五九一、二五九二の二、二五九二の五、二五九三番地の一上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷

桜　川

利根郡川場村大字谷地字平並沢一三六一、一三六四番地の一以上全筆。字平並沢一三五六番地の内標柱一号と二号を結んだ線より下流川沿の区域。一一六七、一三六〇番地甲の内標柱二号乃至八号及び一三号乃至一五号をそれぞれ結んだ線内の区域。一三六二甲、一三六二番地乙の内標柱一五号と一六号を結んだ線より河川寄りの区域。一三六七番地の内標柱一七号と一八号を結んだ線より河川寄りの区域。字西沢乙一二七二、甲一三七三、甲一三七四番地の一以上全筆。字西沢甲一三七二番地の内標柱九号と一〇号を結んだ線より上流川沿の区域。一三七六番地の内標柱一九号と二〇号を結んだ線より川沿の区域。字笹平一三八七番地の一の内標柱二〇号、二一号及び二二号、二三号を結んだ線より川沿の区域。一三七七番地の一の内標柱二一号と二二号を結んだ線より下流河川寄りの区域。字以良平一四〇三の二、一四〇四の一、一四〇四の二、一四一五甲、一四一五乙、一四一七、一四一八甲、一四一八乙以上全筆。字鈴の手一四一九、一四二〇、一四二七乙、甲一四二八番地以上全筆。字二の綿道一四三一番地甲の内標柱一一号と二二号を結んだ線より道路寄りの区域。字以良平一四〇三番地の二上流筆境を対岸に延長した線より字鈴の手甲一四二八番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷

白狐沢

利根郡新治村大字布施字布施原七一三、七〇九番地の一全筆。字布施原乙七四五の一、七一四番地の内標柱七号乃至九号を結んだ線より道路寄りの区域。七一〇番地の内標柱一一号、一二号を結んだ線より道路寄りの区域。七〇五番地の内標柱一二号、一三号を結んだ線より甲七〇六番地寄りの区域。字須川原乙七〇三、七〇二、丁七〇四番地以上全筆。字須川原乙七〇四、丙七〇四番地の内標柱二一号乃至二三号を結んだ線より川沿の区域。字平沢字周間二二六番地の六下流筆境を対岸に延長した線より字日向二二五番地の六下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷。大字松之沢字赤坂二五〇の一二、二五〇番地の二の内標柱九号乃至一二号を結んだ線より川沿の区域。大字東明屋官有無番地の内標柱一四号乃至一七号を結んだ線より川沿の区域。大字松之沢字赤坂二五〇番地の二上流筆境を対岸に延長した線より二五〇番地の一二下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷

白川（赤城）

勢多郡富士見村大字赤城山字大河原一〇七六、一〇七乃至一〇八五番地以上全筆。字大河原一二〇三番地の内標柱一号乃至三号を結んだ線より川沿の区域。一〇七四番地の内標柱四号乃至六号を結んだ線より川沿の区域

冥無沢

北群馬郡古巻村大字有馬字午王沢二〇〇六番地の内標柱一号と二号を結んだ線より川沿の区域。二〇〇七番地の内標柱三号と四号を結んだ線より上流官民地境界線より五米の区域。右区域内にある道路敷。字塚内甲二四九四の五五乃至甲二四九四番地の五八の内標柱五号乃至七号を結んだ線より川沿の区域。甲二四九四の四六、甲二四九四の九の内標柱八号乃至一〇号を結んだ線より川沿の区域。字塚内甲二四九四番地の五八上流筆境を対岸に延長した線より甲二四九四番地の四六下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷

荻の沢

碓氷郡九十九村大字高梨子字城山一一八五番地の二の内標柱一号と二号を結んだ線より川沿の区域。甲一一八九番地の内標柱一号、九号、八号を結んだ線より川沿の区域。細野村大字新井字天神峯甲一一九〇番地の内標柱三号乃至五号を結んだ線より川沿の区域。字天神峯甲一一九〇番地上流筆境を対岸に延長した線より甲一一八九番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷

禪谷津沢

碓氷郡松井田町大字新堀字禪谷津乙一一八〇、乙一一七九、丙一二一六、乙一二一六番地以上全筆。字禪谷津乙一一七八、乙一一七六、甲一一八一番地の内標柱一号乃至四号を結んだ線より川沿の区域。乙一二一三番地の内標柱五号と六号を結んだ線より川沿の区域。字禪谷津乙一二一三番地上流筆境を対岸に延長した線より乙一一八〇番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷

「要行為禁止制限地」

薄根川

利根郡川場村大字中野字下中野一八三番地全筆。字下中野一七八、一八〇、一八一、一八二番地の内標柱一号乃至四号を結んだ線より道路寄りの区域。字関下一九〇番地の内標柱二七号と二八号を結んだ線より河川寄りの区域。乙一二一六番地の内標柱四号と五号を結んだ線より一九〇番地寄りの区域。乙一二一四番地の内標柱六号と七号を結んだ線より乙二二六番地寄りの区域。大字谷地字川久戸一四五一、甲二四五二、乙二四五二、乙二四五四、二四八一番地の内標柱一六号乃至一九号を結んだ線より道路寄りの区域。字黒岩二八四二乃至二八四九、二八三六乃至二八三九番地以上全筆。字東原二五七七、二五八九、二五九〇、二五九一、二五九二の二、二五九二の五、二五九三番地の一上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷

桜　川

利根郡川場村大字谷地字平並沢一三六一、一三六四番地の一以上全筆。字平並沢一三五六番地の内標柱一号と二号を結んだ線より下流川沿の区域。一一六七、一三六〇番地甲の内標柱二号乃至八号及び一三号乃至一五号をそれぞれ結んだ線内の区域。一三六二甲、一三六二番地乙の内標柱一五号と一六号を結んだ線より河川寄りの区域。一三六七番地の内標柱一七号と一八号を結んだ線より河川寄りの区域。字西沢乙一二七二、甲一三七三、甲一三七四番地の一以上全筆。字西沢甲一三七二番地の内標柱九号と一〇号を結んだ線より上流川沿の区域。一三七六番地の内標柱一九号と二〇号を結んだ線より川沿の区域。字笹平一三八七番地の一の内標柱二〇号、二一号及び二二号、二三号を結んだ線より川沿の区域。一三七七番地の一の内標柱二一号と二二号を結んだ線より下流河川寄りの区域。字以良平一四〇三の二、一四〇四の一、一四〇四の二、一四一五甲、一四一五乙、一四一七、一四一八甲、一四一八乙以上全筆。字鈴の手一四一九、一四二〇、一四二七乙、甲一四二八番地以上全筆。字二の綿道一四三一番地甲の内標柱一一号と二二号を結んだ線より道路寄りの区域。字以良平一四〇三番地の二上流筆境を対岸に延長した線より字鈴の手甲一四二八番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷

白狐沢

利根郡新治村大字布施字布施原七一三、七〇九番地の一全筆。字布施原乙七四五の一、七一四番地の内標柱七号乃至九号を結んだ線より道路寄りの区域。七一〇番地の内標柱一一号、一二号を結んだ線より道路寄りの区域。七〇五番地の内標柱一二号、一三号を結んだ線より甲七〇六番地寄りの区域。字須川原乙七〇三、七〇二、丁七〇四番地以上全筆。字須川原乙七〇四、丙七〇四番地の内標柱二一号乃至二三号を結んだ線より七〇二番地寄りの区域。大字西峯須川字白狐沢二七七、二六七、乙二四九、甲二五五、二五二、二三〇番地官有無番地(イ)(ロ)(ハ)(ニ)以上全筆。大字東峯須川字白狐沢一四六三番地の内官民地境界線より一〇米区域。大字西峯須川字白狐沢二六五番地の内標柱二四号乃至二六号を結んだ線より川沿の区域。乙二二五五、甲二五五番地の内標柱二七号乃至二九号を結んだ線より川沿の区域。二四二番地の内標柱三〇号と三一号を結んだ線より上流河川寄りの区域。字白狐沢甲二一〇番地先寺沢と湯沢合流点より字白狐沢二七〇番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間及び字白狐沢二七三番地下流筆境を対岸に延長した線より大字布施字須川原甲七〇四番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部。但し、前記区域内に在る道路敷を除く。

根草沢

甘楽郡磐戸村大字檜沢字嘉岩甲一三二七番地全筆。字嘉岩一三三〇番地の一の内標柱一号と二号を結んだ線より道路寄りの区域。字丸萱甲一二四三の一、甲一二四三番地の三の内標柱八号乃至一〇号を結んだ線より川沿の区域

白川（榛名）

群馬郡箕輪町大字松之沢字日向二二五番地の六の内官民地境界線より二〇米の区域。但し、同番地標柱一号乃至三号を結んだ線より川沿の区域を除く。字扇間二二六の一、二二六番地の二の内官民地境界線より二〇米の区域。但し、同番地標柱三号、四号を結んだ線より川沿の区域を除く。二二六の三、二二六の四、二二六番地の五の内官民地境界線より二〇米の区域。字大平二四四の六、二四四の一、二四四の三、二四四番地の四の内官民地境界線より二〇米の区域。字宅見山二四九の八、二四九番地の九の内官民地境界線より二〇米の区域。字赤坂二五〇の一三、二五〇番地の一四の内官民地境界線より二〇米の区域。二五〇の二、二五〇番地の一二の内標柱九号乃至一三号及び一八号乃至二二号をそれぞれ結んだ線内の区域。字赤坂二五〇番地の一三上流筆境を対岸に延長した線より字扇間二二六番地の三下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷

勢多郡富士見村大字赤城山字大河原一一九四、五〇、一一八五番地以上全筆。字大河原一一九五、一一九六、一一九八乃至一二〇三番地の内標柱七号乃至一一九二番地の内標柱一一号、一三号を結んだ線より川沿の区域。一一九七番地の内標柱一四号と一五号を結んだ線より川沿の区域。一二七乃至一一三三、一一四〇番地の内標柱一六号乃至二〇号を結んだ線より川沿の区域。一一四八乃至一一五六、一一六一乃至一一四八番地の内官民地境界線より四〇米の区域

裏無沢

北群馬郡古巻村大字有馬字午王沢二〇〇三、二〇〇四、二一〇一、二一〇二番地以上全筆。字午王沢二〇〇五番地の内標柱一一号と二二号を結んだ線より川沿の区域。二〇〇六番地の内標柱一、二、一二、一三号をそれぞれ結んだ線内の区域。二〇〇八、二〇〇九、二一〇一五番地の内官民地境界線より一〇米の区域。二〇〇七番地の内標柱一四号乃至一六号を結んだ線より河川寄りの区域。但し、同番地標柱三号と四号を結んだ線より上流官民地境界線より五米の区域を除く。字塚内甲二四九四の五五乃至甲二四九四番地の五八の内標柱五、六、七、一七、一八、一九号をそれぞれ結んだ線内の区域。甲二四九四の四六、甲二四九四の四五、甲二四九四番地の九の内標柱

八、九、一〇、二〇、二一、二二号をそれぞれ結んだ線内の区域。字塚内甲二四九四番地の五四及び甲二四九四番地の九三上流筆境を結んだ線より甲二四九四番地の一〇及び甲二四九四番地の四四下流筆境を結んだ線に至る区間河川中心線より左右岸一五米の区域

荻の沢

碓氷郡九十九村大字高梨子宮城山甲一一八九番地の内標柱七号乃至九号を結んだ線より道路寄りの区域。甲一五三七、一五三八番地の内標柱一〇号と一一号を結んだ線より下流官民地境界線より二〇米の区域。細野村大字新井字天神峯甲一一九〇番地の内標柱四号と五号を結んだ線より一一一九番地寄りの区域。一一一九、一一一一番地の一の内標柱六号と一一号を結んだ下流官民地境界線より二〇米の区域。字天神峯一一一一番地の二下流筆境を対岸に延長した線より一一一九番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷

禪谷津沢

碓氷郡松井田町大字新堀字禪谷津一二〇一番地の一五全筆。字禪谷津乙一一三番地の内標柱五号と六号を結んだ線より上流川沿の区域。甲一二〇五、乙一二〇五番地の内標柱七号乃至九号を結んだ線より川沿の区域。字禪谷津甲一二〇四番地上流筆境を対岸に延長した線及び一二〇二番地の一上流筆境を対岸に延長した線より乙一二〇五番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷

勢多郡宮城村大字赤城山字谷源地八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八七二、八七一、八六八、八五六、八四一、八四三、八二八乃至八三一、八三四、八二四、八二三番地以上全筆。字谷源地八六七、八六四、八六三、八六〇、八五九番地の内標柱二三号と二四号を結んだ線より川沿の区域。大字鼻毛石字西半木八〇七、八〇八、八〇九番地以上全筆。大字赤城山字神東原五三六乃至五四一番地以上全筆。字神東原五三五番地の内標柱一七号と一八号を結んだ線より下流川沿の区域。五三三、四九八番地の内標柱二七号乃至三二号を結んだ線より川沿の区域。字大沢九一〇、九一一、九一二、九〇、一、九〇二乃至九〇五番地の内標柱一九号と二〇号を結んだ線より川沿の区域。九〇九、九一三、九一四番地の内標柱二一号と二二号を結んだ線より川沿の区域、大字三夜沢字南神戸二一一の一、二一一の二、二二、二二一〇の三番地以上全筆。字南神戸甲二二一、二二一〇の一、二一一九番地の内標柱三二号と三三号及び三四号と三五号を結んだ線より川沿の区域。字北神戸一四乃至一九、二一六の二、二一六の一、甲二一五、乙二一五、二一三、二一三、五、六、八、甲二一〇四の三、乙二一〇四、乙一九七、二一〇一、四一九、一の一、一番地の二以上全筆。字南坂之下四一六、四一七番地の二以上全筆。字南坂之下四一五番地の内標柱一四号乃至一六号を結んだ線より道路寄りの区域。四一七番地の一の内標柱三六号と三七号を結んだ線より河川寄りの区域。字北坂之下三六七番地の内標柱二五号と二六号を結んだ線より川沿の区域。大字三夜沢字南坂之下四一五番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間、大字赤城山字神東原五三五番地内標柱一七号と一八号を結んだ線を対岸に延長した線より大字三夜沢字南神戸二七番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間。大字赤城山字谷源地八五四番地下流筆境を対岸に延長した線より字谷源地八八〇番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の荒砥川国有河川敷全部

荒砥川

勢多郡宮城村大字赤城山字谷源地八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八七二、八七一、八六八、八五六、八四一、八四三、八二八乃至八三一、八三四、八二四、八二三番地以上全筆。字谷源地八六七、八六四、八六三、八六〇、八五九番地の内標柱二三号と二四号を結んだ線より川沿の区域。大字鼻毛石字西半木八

◉建設省告示第六十五号

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定する。

昭和二十七年一月三十日

建設大臣　野田　卯一

群馬県

久森沢

吾妻郡長野原町大字林字久森一六四七の二、一六四七の三、甲一五九三、乙一五九三、一五九二、甲一五九四、乙一五九一、一五九四番地の一の内標柱一号、二号を結んだ線より川沿の区域。字久森乙一五九一番地上流筆境を対岸に結んだ線より字久森一六四七番地の二下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷並びに前記区域内に介在する道路敷全部

小宿川

吾妻郡嬬恋村大字袋倉字外平官有無番地(イ)の内標柱一号、二号を結んだ線より川沿の区域。一番地の内標柱二号乃至六号及び二二号乃至一八号を結んだ線より川沿の区域。大字芦生田字山腰官有無番地(ロ)の内標柱七号乃至一一号を結んだ線より川沿の区域。字山腰乙七九〇番地の一の内標柱一九号乃至二四号を結んだ線より川沿の区域

中之沢

高崎市大字寺尾字下石堂一〇五九番地の内標柱一二号乃至一四号を結んだ線より河川寄の区域。字長坂国有林一八四林班い小班の内標柱一号乃至七号及び八号乃至一二号を結んだ線より川沿の区域。い小班の内標柱一六号乃至二四号及び二五号乃至三一号を結んだ線より川沿の区域。字長坂国有林一八四林班い小班内標柱二四号と二五号を結んだ線より字下石堂一〇六一番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

井之沢

多野郡八幡村大字小名字赤岩山国有林一八五林班ほ小班の内標柱一号乃至六号及び七号乃至一三号を結んだ線より川沿の区域。字赤岩山国有林一八五林班ほ小班内標柱六号、七号を結んだ線より字井戸沢二二四六番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

住居附沢

多野郡上野村大字乙父字高畑甲一五九九の三、乙一六〇〇の一、丙一五九九番地以上全筆。字高畑甲一五九九番地の一の内標柱一号乃至三号を結んだ線より河川寄の区域。字片路乙一五六一番地の二の内標柱四号乃至八号を結んだ線より川沿の区域。字高畑甲一五九九番地の四の内標柱九号乃至一二号を結んだ線より川沿の区域。字片路無番地全筆。字片路乙一五六六番地の二の内標柱一三号乃至一五号を結んだ線より川沿の区域

橋倉川

多野郡中里村大字平原字堀切甲九七五、九七三、九六七番地の内標柱一号乃至五号を結んだ線より川沿の区域。字平仁田一五〇六の二、一五〇七、乙一五一九番地の内標柱六号乃至一〇号を結んだ線より川沿の区域

菅仁田沢

多野郡万場町大字塩沢字猪久保乙一二三番地の内標柱一号乃至三号を結んだ線より川沿の区域及び四号、五号を結んだ線より下流川沿の区域。字猪久保乙一二三番地内標柱三号、四号を結んだ線より同番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

塩沢川

多野郡万場町大字黒田字飯森一一三二、一一三三、一一三六番地の内官民地境界線より八米の区域。一一三七番地の内標柱一号、二号を結んだ線より川沿の区域。大字万場字伏原九八二、九六八、九六九、九六二、乙九六二、九六一、乙九六一、九六〇、九五九番地以上全筆。字伏原九五八番地の内標柱三号、四号を結んだ線より川沿の区域。前記区域内に介在する道路並びに水路敷全部。大字塩沢字大曽利八六四番地の一の内標柱五号、六号を結んだ線より河川寄りの区域。八六一の一、八六一の二、八六五の三、八六五の四、甲八六六番地の三の内標柱六号乃至八号を結んだ線より川沿の区域。字水谷戸甲七一三、六九九、六九八番地以上全筆。字水谷戸七〇九番地の内標柱九号乃至一二号を結んだ線より河川寄りの区域。字長窪六九二、六九一、六九〇番地以上全筆。前記区域内に介在する道路敷

沢入川

勢多郡黒保根村大字上田沢字苗間越一九八五、一九八七番地の内標柱一号乃至一二号を結んだ線より川沿の区域。字清水屋形二〇八一番地の内標柱四号、五号を結んだ線より川沿の区域。字苗間越一九九一番地上流筆境を対岸に延長した線より一九八六番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷

姥沢

桐生市広沢町字屋敷前四六二三、四六三六番地以上全筆。字屋敷前甲四六二四、乙四六二四、丁四六三五、庚四六三五番地の内標柱一号乃至四号を結んだ線より川沿の区域。四六二一、四六二二番地の内標柱五号乃至八号を結んだ線より川沿の区域。字姥沢四五九三、四五九四、四五九五番地以上全筆。字姥沢四五八九番地の内標柱九号、一〇号を結んだ線より川沿の区域。字屋敷前四六三六番地上流筆境を対岸に延長した線より字屋敷前四六二五番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

東堤沢
桐生市東堤町字東二二六三、二二六四、二二六五番地の内標柱一号乃至六号を結んだ線より川沿の区域。二七九六番地の二の内標柱七号、八号を結んだ線より川沿の区域。二七九六番地の一の内標柱九号、一〇号を結んだ線より川沿の区域。二七九八番地の内標柱一一号乃至一三号を結んだ線より川沿の区域。字東二三六六番地上流筆境を対岸に延長した線より二七九八番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

◉建設省告示第六十六号
砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

群馬県
砥山沢
甘楽郡尾沢村大字砥沢字入の屋敷一〇二九、一〇一六、乙一〇一五、一〇一四番地以上全筆。字入の屋敷一〇三〇、一〇二八番地の内標柱一号乃至三号を結んだ線より川沿の区域。甲一〇一五番地の内標柱四号と五号を結んだ線より川沿の区域。字牛房反乙九六五、甲九六七、乙九六六、甲九六六番地以上全筆。字山伏塚甲一一九三番地の内標柱六号と七号及び八号と九号をそれぞれ結んだ線より川沿の区域。字金堀小屋一一九〇、乙一一八九番地以上全筆。字金堀小屋甲一一八九番地の内標柱九号乃至一一号を結んだ線より川沿の区域。字金堀小屋一一八八番地内標柱一三号と字入屋敷一〇三〇番地上流筆境を結んだ線より字牛房反甲九六六番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷及び甲九六七番地先支川国有河川敷

吾妻川
吾妻郡嬬恋村大字大笹字藤下二一一四、乙二一一七番地以上全筆。字藤下二一一五番地の内標柱一号と二号を結んだ線より河川寄りの区域。丙二一一七番地の内標柱三号と四号を結んだ線より河川寄りの区域。字藤内一五九二八四の一、一五八四番地の二の内標柱五号と六号を結んだ線より河川寄りの区域。二一〇八、二一〇四、一五九〇、一五九一番地の内左岸官地境界線より一五米の区域。二一〇三甲二一〇二、乙二一〇二番地の内標柱七号乃至一一号を結んだ線より河川寄りの区域。字向の原二一〇一番地の内標柱一三号乃至一五号を結んだ線より川沿の区域。大字大前字岩井口一五二四の二、乙一五二四番地の一の内官民地境界線より一〇米の区域。乙一五二三番地の内標柱一二号と一三号を結んだ線より川沿の区域。一五二二の一、甲一五二三、一五二四の一、一五二四番地の五の内標柱一六号乃至二〇号を結んだ線より川沿の区域。一五二五番地の一の内標柱二一号と二二号を結んだ線より川沿の区域。一五二九の二、一五三一の一、一五三二番地の一の内官民地境界線より五米の区域。字上神前官有無番地(ロ)全筆。字上神前戊八一七番地の内標柱二三号と二四号を結んだ線より川沿の区域。字岩井口一五二〇番地の一上流筆境を対岸に延長した線より吾妻川合流点に至る区間千俣川国有河川敷全部。大字大笹字藤下二一一四番地上流筆境を対岸に延長した線より大字大前字上神前戊八〇五番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間吾妻川国有河川敷全部。前記区域内に介在する道路敷全部

田野沢
北群馬郡小野上村大字小野子字田野二八九一番地の内標柱一号乃至四号を結んだ線より河川寄りの区域。字東光寺二七六七、二七六八、二七六九番地以上全筆。字東光寺二七六六番地の内標柱五号と六号を結んだ線より川沿の区域。字前原二五〇二番地全筆。字前原乙二五〇一番地の内標柱七号と八号を結んだ線より上流川沿の区域。二五〇七番地の内標柱九号と一〇号を結んだ線より河川寄りの区域。二五〇八番地の内標柱一号と一二号を結んだ線より川沿の区域。大字村上字如意庵三九三九番地下流筆境を対岸に延長した線より大字小野子字田野二八九一番地内標柱一号と字前原乙二五〇一番地内標柱七号を結んだ線に至る区間国有河川敷。前記区域内に介在する道路敷全部

白川(赤城)
勢多郡富士見村大字赤城山字箕輪前二一一〇番地の内標柱一号乃至三号を結んだ線より川沿の区域。二一一五番地の内標柱四号乃至六号を結んだ線より川沿の区域。字箕輪前二一一九番地の内標柱七号乃至九号を結んだ線より川沿の区域。二一二三番地の内標柱一〇号乃至一三号を結んだ線より川沿の区域

◉建設省告示第六十七号
砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

香川県
内場川
香川郡土西村字鑓常甲一九七二の二、甲一九七一の三九、甲一九七一の一三、甲一九七一の一五、甲一九七一の一六、乙五七二、甲一九六四番地以上全筆。字小向二一七八番地の五の内標柱A、B、C、D、Eを結んだ線より川沿の区域

◉建設省告示第六十八号
砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定し同土地に同法第六條により本年度以降本大臣において砂防工事を施行する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

神奈川県
酒匂川
足柄上郡北足柄村大字平山字上野山一一〇九番地の一、字有城山一一〇六、一一〇五、一一〇二、一一〇八〇、一一〇七〇番地、大字平山字瀬戸六七〇、六七一番地、山北町大字山北字向安戸三三八五、三三三八六、三三三八七、三三三八八の二、三三三八八番地の一、字板橋三四二六の二、三四二七の二、三四二六の一、三四二七番地の一、共和村大字都夫良野字駒の子七二の二、七五、七六、七七、七八の三、七八の二、七九、七八の一、八一、八二の一、八二の四、八二の二、八二の三、二一七、二二〇、二二三、二二二番地以上全筆。北足柄村大字平山字上野山一一二二、一一一〇の二、一一〇九の二、一一〇八、一一二四番地の二内官民地境界線より三〇米の区域。字有城山一一〇七、一一〇四、一一〇三、一一〇二の ロ号、一一〇、一一〇九九、一一〇九八の一、一一〇九七の ロ号、一一〇八八、一一〇八七の イ号、一一〇八六の ロ号、一一〇八一、一一〇七九、一一〇七五の イ号番地内官民地境界線より三〇米の区域。一一〇七四、一一〇七一、一一〇七二、一一〇六九、一一〇六七、一一〇六四番地内官民地境界線より二五米の区域。一一〇五四、一一〇五三の ロ号、一一〇五二番地内官民地境界線より二〇米の区域。山北村大字山北字向安戸三三九九番地の ロ号内官民地境界線より三〇米の区域。共和村大字都夫良野字駒の子一四七番地先第一鉄橋より北足柄村大字平山字上野山一一二番地山北町大字山北字向安戸三三九九番地の ロ号下流筆境を結んだ線に至る区間国有河川敷全部。但し、道路敷及び鉄道用地を除く。

◉建設省告示第六十九号
砂防法第二條により一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として指定した土地を左の通り解除する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

愛媛県
蒼社川
越智郡龍岡村大字龍岡上字藤塚字力石大字龍岡下字カシヤ字妙見前字小川字横谷大字葛谷字小松峠字ナガソ字ノマヅ字ミノコシ字コロケ谷字大字龍岡上字中村字中通り字原田二三〇、二三一の一、二三一の二、二四二の一、二四二の二、二四四乃至二四九番地、鈍川村大字鈍川字山本字モモケ谷字高ケ森字下ケ一字松竹字和佐田字諸土谷字中ノ宮字走り語字西ノ下字西ノ谷字日の浦字馬田字スケ谷字コラゲ谷字下ト高手字高手字クラレト字ロノ谷字ワダ字中ノ上字椎ノ木字カルト谷字晩越字コシト字松坂字東谷字堂のハナ字下ケ原字マドロ字上ノ谷字トヲケ谷字古山ノ神字赤土字赤尾字ナカラ字赤土金山字金山字ススケ谷字小原字土仲ミゾ字中ミゾ字トイ字カラスガケ字林ケ谷字山コエ字土イタ字サヤ字サカイケ谷字セトノ谷字冬ノ口字山ノ神字森ノ下字ウルシ木字コラケ字ケタ字ノ坂字谷田字クボタ字イノ奥字シンゲ字杉ノ谷字シノ下字黒岩字ユノキ字日の浦字且越字サコ字タノノ字四十九山字入道谷口字牛打谷字タスケハラ字マドハ字イノ字タイノ字奥字桑ノ畑字中掛字大上字大西字大百字大サコロ字貝ノ森字玉川字上坂字大サコ字下日浦字日浦字竹ケ成字シテガヘラ字日ウラ向字スス畑字水口谷字楠窪字ヌシヤ字フモト字中ノ谷字トイシガ谷字アイカワリ字チウワ字ヒノロ字新田字田のしり字入道谷大字木地字イチノゴ字ネコ谷字ュノ谷字マル山字イノ谷字マツヲロ字コマシゴエ字ヲトシ字ボウシロウ字ゴウ谷字松ヲ谷字ケスケ谷字イシゴヤ鴨部郡大字小鴨部字唐ケ谷字天ケ森字流谷字長畑字清明字葛原大字畑寺字棚田字字後谷以上全筆

◉建設省告示第七十号
守口都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

その関係図書は、大阪府庁及び守口市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第七十一号
堺市都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。
その関係図書は、大阪府庁及び堺市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第七十二号
豊中都市計画街路追加変更並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、大阪府庁及び豊中市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第七十三号
泉大津都市計画街路追加、変更廃止並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、大阪府庁及び泉大津市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第七十四号
堺特別都市計画街路事業及びその執行年度を次のように決定する。
その関係図書は、大阪府庁及び堺市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第七十五号
大阪特別都市計画公園を次のように決定する。
その関係図書は、大阪府庁及び守口市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第七十六号
泉佐野都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、大阪府庁及び泉佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第七十七号
茨木都市計画街路変更追加並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、大阪府庁及び茨木市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第七十八号
池田都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、大阪府庁及び池田市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第七十九号
白浜都市計画街路事業及びその執行年度を次のように決定する。
その関係図書は、和歌山県庁及び西牟婁郡白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第八十号
都市計画法第二條第二項の規定により、和歌山県日高郡御坊町及び松原町の区域を和歌山県御坊都市計画区域とする。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第八十一号
高野口都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、和歌山県庁及び伊都郡高野口町役場に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第八十二号
新宮都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第八十三号
和歌山特別都市計画公園事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、和歌山県庁及び和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第八十四号
和歌山特別都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、和歌山県庁及び和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第八十五号
川崎特別都市計画街路事業並びにその執行年度を次のように決定する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第八十六号
都市計画法施行令第三條の規定により、昭和二十七年一月三十日建設省告示第八十五号川崎特別都市計画街路事業を執行する行政庁として神奈川県知事を指定する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第八十七号
藤沢都市計画街路事業並びにその執行年度を次のように決定する。
その関係図書は、神奈川県庁及び藤沢市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第八十八号
都市計画法施行令第三條の規定により、昭和二十七年一月三十日建設省告示第八十七号藤沢都市計画街路事業を執行する行政庁として神奈川県知事を指定する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第八十九号
横須賀都市計画公園追加を次のように決定する。
その関係図書は、神奈川県庁及び横須賀市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第九十号
小田原都市計画水利施設追加並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、神奈川県庁及び小田原市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第九十一号
横須賀都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、神奈川県庁及び横須賀市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第九十二号
横浜特別都市計画街路事業並びにその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、神奈川県庁及び横浜市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第九十三号
都市計画法施行令第三條の規定により、昭和二十七年一月三十日建設省告示第九十二号横浜特別都市計画街路事業を執行する行政庁として神奈川県知事を指定する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第九十四号
厚木都市計画街路事業並びにその執行年度割を次のように決定する。
その関係図書は、神奈川県庁及び厚木市役所に備え置いて縦覧に供する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第九十五号
厚木都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。
昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一
（「次のよう」は省略）

昭27.1.30.　第7516号

◉**建設省告示第九十五号**

昭和二十五年六月十七日建設省告示第五百五十一号三崎都市計画街路事業及びその執行年度割中次のように変更する。

その関係図書は、神奈川県庁及び三浦郡三崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第九十六号**

横浜特別都市計画地域を別紙図面のように変更し昭和二十七年二月十九日より執行する。

その関係図面は、神奈川県庁及び横浜市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◉**建設省告示第九十七号**

秦野都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、神奈川県庁及び中郡秦野町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第九十八号**

都市計画法施行令第二條の規定により、昭和二十六年一月三十日建設省告示第九十七号秦野都市計画街路事業を執行する行政庁として北秦野村長を指定する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉**建設省告示第九十九号**

横浜都市計画緑地事業並びにその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、神奈川県庁及び横浜市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百号**

都市計画法施行令第三條の規定により、昭和二十七年一月三十日建設省告示第九十九号横浜都市計画緑地事業を執行する行政庁として神奈川県知事を指定する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉**建設省告示第百一号**

茅ヶ崎都市計画水利施設追加並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、神奈川県庁及び茅ヶ崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

（「次のようは」省略）

◉**建設省告示第百二号**

横浜特別都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、神奈川県庁及び横浜市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百三号**

三崎都市計画風致地区追加を次のように決定する。

その関係図書は、神奈川県庁及び三浦郡三崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百四号**

秦野都市計画地域を別紙図面のように決定し、昭和二十七年二月十九日より施行する。

その関係図面は、神奈川県庁及び中郡秦野町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◉**建設省告示第百五号**

都市計画法第一條の規定により、茨城県行方郡潮来町を指定する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉**建設省告示第百六号**

都市計画法第二條第一項の規定により、茨城県行方郡潮来町の区域を以て茨城県潮来都市計画区域とする。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

◉**建設省告示第百七号**

鎌倉都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、神奈川県庁及び鎌倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百八号**

横浜都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、神奈川県庁及び横浜市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百九号**

川崎都市計画水利施設追加廃止並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、神奈川県庁及び川崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉**建設省告示第百十号**

昭和二十四年五月十三日建設省告示第四百三十八号藤沢生産再建整備都市計画街路事業並びにその執行年度割を次のように変更する。

その関係図書は、神奈川県庁及び藤沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年一月三十日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

国会事項

○衆議院

◉**議事日程**　一月二十九日の議事日程は次の通り。

議事日程　第八号

昭和二十七年一月二十九日（火曜日）

午後一時開議

第一　人事官任命につき同意の件

第二　公正取引委員会委員長及び委員任命につき同意の件

第三　電波監理委員会委員長任命につき同意の件

第四　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案（松本一郎外六名提出）

◉**政府委員承認**　一月二十八日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

大蔵大臣官房文書課長　村上　一

○参議院

◉**議事日程**　一月二十九日の議事日程は左の通り。

議事日程　第八号

昭和二十七年一月二十九日（火曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第五日）

◉**議案受領（予備審査）**　一月二十八日衆議院から左の議案が送付された。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案（松本一郎外六名提出）

◉**議案付託（予備審査）**　一月二十八日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案（松本一郎外六名提出）（衆第二号）

法務委員会に付託

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十七年一月四日

従七位に叙する　花田伊三美　花田伊三美

勲七等に叙し瑞宝章を授ける

電波監理委員会副委員長　岡咲　恕一

電波監理総局法規経済部長　野村　義男

特別調達庁長官官房長　辻村　義知

（各通）

特別調達庁財務部長　川田　三郎

特別調達庁業務部長　池口　凌

特別調達庁管理部長　長岡　伊八

特別調達庁労務部長　中村　文彦

行政管理庁管理部長　中川　融

航空庁長官　大庭　哲夫

第十三回国会政府委員を命ずる（一月二十八日）

○文部省

◉昭和二十六年十二月一日　堀　進二　依田和四郎　増野　正衛

（各通）

文部教官に任命する

◉昭和二十六年十二月三日　前田　廉造

文部教官に任命する

◉昭和二十六年十二月十五日　田中　国治

文部教官に任命する

◉昭和二十六年十二月十六日　古庄真次郎

文部教官に任命する

文部教官　植田　一郎

願により本官を免ずる（二十六年十月三十一日）

同　山内　義雄

願により本官を免ずる（二十六年十一月三十日）

同　勝藤　昌仲

北海道大学講師に補する

同　堀　進二

千葉大学教授に補する

同　依田和四郎

京都大学講師に補する

同　疑斗　秀夫

京都工芸繊維大学講師に補する

同　増野　正衛

神戸大学助教授に補する（以上二十六年十二月一日）

同　前田　廉造

東京芸術大学教授に補する（二十六年十二月三日）

同　田中　国治

大阪学芸大学助教授に補する

同　有馬　敬典

願により本官を免ずる（以上二十六年十二月十五日）

同　芝崎陸奥夫

名古屋大学教授に補する

同　古庄真次郎

名古屋大学助手を命ずる

同　乙部　謙蔵

国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる（以上二十六年十二月十六日）

同　守　恭平

宮崎大学厚生課長を免ずる（二十六年十二月二十八日）

同　荒木　次郎

鳥取大学学芸学部長事務代理を免ずる（各通）

同　平川　一義

同　大部　勝利

願により本官を免ずる（以上二十六年十二月三十一日）

同　池上　良平

東京学芸大学助教授に補する

同　猪木　正文

山梨大学教授に補する

同　船津　勝

国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる（以上一月一日）

同　松本　寛郎

高知大学教育学部長事務代理を免ずる（一月三日）

同　小原　度正

金沢大学附属図書館長に補する

同　神保　龍二

金沢大学附属図書館長を免ずる

同　高嶺　昇

愛知学芸大学長事務代理を免ずる

同　小倉　邦夫

鳥取大学厚生課長事務取扱を命ずる（以上一月四日）

同　黒田　成勝

名古屋大学理学部長事務代理を免ずる（一月七日）

文部事務官　伊藤　良二

調査普及局調査課長を命ずる

同　北岡　健二

調査普及局調査課長事務代理を免ずる（以上一月八日）

文部教官　今村　成和

北海道大学教授に補する

同　穂積　文雄

京都大学経済学部長に補する

同　岸本誠二郎

京都大学経済学部長を免ずる（以上一月十日）

同　佐久間求一

願により本官を免ずる（一月十五日）

○労働省

（各通）

石井　照久

黒板　睦策

失業保険審査会委員を解職する（二十六年十一月二十六日）

川島　武宜

江渡　三郎

失業保険審査会委員を委嘱する（二十六年十一月二十七日）

労働事務官　長岡　寛

婦人少年局長書記室勤務を命ずる

同　斎藤　巌

職業安定局失業保険課勤務を命ずる（以上一月十二日）

同　池田　盛廉

職業安定局失業保険課勤務を命ずる

労働基準監督官　鈴木　貞一

佐原労働基準監督署勤務を命ずる

同　池田　常吉

佐原労働基準監督署長事務代理を命ずる（以上一月十六日）

森　善治

中央労働基準審議会委員を解嘱する

大倉　精一

中央労働基準審議会委員を委嘱する（以上一月二十日）

○高松地方国有鉄道調停委員会

労働事務官　千秋　秋義

願に依り本官を免ずる（一月三日）

○最高裁判所

名古屋地方裁判所判事判事　浜田　徙六

名古屋高等裁判所事務局長を命ずる（一月十四日）

判事　淵上　壽

佐賀家庭裁判所判事に補する

五号報酬を給する

兼ねて佐賀地方裁判所判事に補する

簡易裁判所判事　原田　一隆

判事五号報酬を給する

判事　原田　一隆

大分地方裁判所判事に補する

大分地方裁判所臼杵支部勤務を命ずる

兼ねて大分家庭裁判所判事に補する

大分家庭裁判所臼杵支部勤務を命ずる

山形地方裁判所判事判事　猪瀬　一郎

仙台高等裁判所判事に補する

盛岡地方裁判所判事判事　大竹　敬喜

山形地方裁判所判事に補する

兼ねて山形家庭裁判所判事に補する

福島家庭裁判所判事兼福島地方裁判所判事判事　有路不二男

仙台地方裁判所判事に補する

山形地方裁判所判事兼山形家庭裁判所判事判事　岡本　二郎

福島家庭裁判所判事に補する

兼ねて福島地方裁判所判事に補する

仙台地方裁判所判事判事　島沢　喜一

青森家庭裁判所判事に補する

兼ねて青森地方裁判所判事に補する

仙台地方裁判所判事兼仙台家庭裁判所判事判事　蓮見　重治

仙台高等裁判所判事に補する

仙台高等裁判所判事判事　斎藤　壽郎

仙台地方裁判所判事に補する

仙台地方裁判所判事判事　斎藤　壽郎

仙台高等裁判所事務局長を命ずる

仙台高等裁判所判事判事　村上　武

盛岡地方裁判所判事に補する

兼ねて盛岡家庭裁判所判事に補する

仙台地方裁判所判事判事　佐々木次雄

仙台高等裁判所判事に補する

判事　長谷川　信

仙台高等裁判所判事に補する

二号報酬を給する

仙台高等裁判所秋田支部勤務を命ずる

青森地方裁判所判事兼青森家庭裁判所判事判事　中川　毅

仙台地方裁判所判事に補する

二号報酬を給する

判事　早坂　弘

仙台地方裁判所判事に補する

五号報酬を給する

仙台地方裁判所石巻支部勤務を命ずる

兼ねて仙台家庭裁判所判事に補する

仙台家庭裁判所石巻支部勤務を命ずる

札幌地方裁判所判事に補する

同　雨村　是夫

五号報酬を給する

札幌地方裁判所岩見沢支部勤務を命ずる

兼ねて札幌家庭裁判所判事に補する

札幌家庭裁判所岩見沢支部勤務を命ずる（以上一月十九日）

広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事判事　河相　格治

広島家庭裁判所判事兼補を免ずる

旭川地方裁判所判事兼旭川家庭裁判所判事判事　成智　壽朗

札幌高等裁判所判事に補する（以上一月二十一日）

東京地方裁判所判事判事　川添　利起

最高裁判所裁判所調査官に充てる（一月二十二日）

広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事判事　高木　文朗

神戸地方裁判所判事に補する（一月二十三日）

官庁事項

○内閣

◉**退官**　簡易裁判所判事兼判事高橋猪兎喜は裁判所法第五十條に依り兼官の判事は昭和二十七年一月二十日退官となつた。

○大　蔵　省

◉昭和26年度予備費使用

自昭和26年10月
至昭和26年12月

昭和26年10月1日から同年12月末日までの間における昭和26年度一般会計及び特別会計予備費の使用状況は次のとおりである。

昭和27年1月30日　　大蔵大臣　池田　勇人

一般会計

皇室費

1　正倉院宝庫新営に必要な経費　2,700,000円
正倉院宝庫の新営について建築様式及び構造等を変更するため、既定予算の不足を補う必要があるからである。

1　皇族に必要な経費　91,000円
昭和26年10月23日三笠宮第二皇女容子内親王が御誕生になつたので、皇族経済法第6條第2項第3号及び同法施行法第8條の規定により、同内親王に定額を支給する必要がある。

裁判所所管

1　裁判所庁舎その他風水害復旧に必要な経費　34,000,000円
昭和26年7月のケイト台風及び10月のルース台風によつて災害を受けた九州、四国及び中国地方の裁判所庁舎その他を復旧する必要があるからである。

総理府所管

1　国家地方警察関係庁舎その他風水害復旧に必要な経費　21,900,000円
昭和26年7月のケイト台風及び10月のルース台風によつて災害を受けた国家地方警察関係庁舎その他の建物を復旧する必要があるからである。

法務府所管

1　訟務遂行に必要な経費の増加　2,807,000円
国を当事者とする訴訟件数の増加等に伴い、経費を増額する必要があるからである。

1　宗教法人法施行に伴い必要な経費　2,589,000円
宗教法人法（昭和26年法律第126号）の施行に伴い、同法に基く登記簿を整備する必要があるからである。

1　行刑施設その他風水害復旧に必要な経費　39,000,000円
昭和26年7月のケイト台風及び10月のルース台風によつて災害を受けた刑務所その他の建物を復旧する必要があるからである。

外務省所管

1　ユネスコ分担金円貨拂に必要な経費　5,544,000円
わが国のユネスコ加盟に伴う所定の分担金支拂額のうち円貨拂を認められた一万五千四百弗相当額を支出する必要があるからである。

文部省所管

1　日本重要古美術展覧会出陳美術品引取に必要な経費　2,365,000円
本年9月米国サンフランシスコ市において米国（日本重要古美術展覧会運営委員会）と共催した日本古美術展覧会に出陳された美術品を返送する必要があるからである。

1　国立大阪大学医学部附属病院緊急補修に必要な経費　33,777,000円
大阪大学医学部附属病院において、雨水の滲透により天井等の崩落のため使用不能となつた病室を緊急に補修する必要があるからである。

1　進学適性検査実施に必要な経費の増加　3,992,000円
昭和26年12月に実施する新制大学、短期大学及び旧制専門学校進学適性検査の受験志願者の増加に伴つて試験問題印刷等に必要な経費の不足を補う必要があるからである。

1　国民体育館の維持運営に必要な経費　469,000円
昭和26年9月接収を解除された国民体育館を維持運営する必要があるからである。

1　国立大学建物その他風水害復旧に必要な経費　71,256,000円
昭和26年7月のケイト台風及び同年10月のルース台風等のため災害を受けた国立大学等の建物、設備の復旧費と、主要文化財その他を復旧する補助費を支出する必要があるからである。

厚生省所管

1　災害救助に必要な経費　50,000,000円
昭和26年7月のケイト台風及び10月のルース台風によつて災害を受けた鹿児島県外四県の災害救助費に対して、災害救助法に基きその一部を負担する必要があるからである。

1　国立療養所建物その他風水害復旧に必要な経費　35,000,000円
昭和26年7月のケイト台風及び10月のルース台風によつて災害を受けた国立療養所及び検疫所の庁舎その他建物を復旧する必要があるからである。

農林省所管

1　水稲病虫害防除に必要な経費の増加　150,000,000円
昭和26年異常発生を見たウンカ、イモチ病及び台風によつて被害のあつた水稲の病虫害防除用農薬購入費を地方公共団体に補助する必要があるからである。

1　家畜衛生試験場建物その他火災復旧に必要な経費　15,785,000円
昭和26年8月27日焼失した家畜衛生試験場製造実験室の一部を復旧するのと同時に焼失した牛疫血清を購入する必要があるからである。

1　種畜牧場建物その他風水害復旧に必要な経費　12,852,000円
昭和26年10月のルース台風によつて災害を受けた種畜牧場外五試験研究機関の建物及び水産研究所所属調査船その他諸施設を復旧する必要があるからである。

運輸省所管

1　海難審判臨検に必要な経費　893,000円
海難審判の臨検件数の増加に伴つてその臨検旅費の不足を補う必要があるからである。

1　海技専門学院設備その他火災復旧に必要な経費　1,366,000円
昭和26年6月24日の火災により全焼した海技専門学院の機械工場及び鍛冶工場の教材用品、機械等を復旧整備する必要があるからである。

1　海上保安庁船舶その他の風水害復旧に必要な経費　5,052,000円
昭和26年10月のルース台風により損害を被つた海上保安庁所属巡視船、燈台見廻船の修復並びに管区海上保安本部その他の庁舎を復旧する必要があるからである。

労働省所管

1　連合国軍労務者のあつ旋業務に必要な経費　5,185,000円
連合国軍の要請による適格労務者のあつ旋に関する業務を迅速、円滑に運営する必要があるからである。

1　公共職業安定所庁舎その他火災復旧に必要な経費　4,363,000円
昭和26年8月火災により焼失した青森県田名部公共職業安定所及び福岡身体障害者職業補導所の庁舎その他を復旧する必要があるからである。

1　労働基準局庁舎その他風水害復旧に必要な経費　27,000,000円
昭和26年7月のケイト台風及び10月のルース台風によつて災害を受けた地方労働基準局、同監督署及び公共職業安定所の庁舎その他を復旧する必要があるからである。

経済安定本部所管

1　日本経済統計月報作成に必要な経費　5,312,000円
日本経済統計月報作成に関する業務は従来連合国軍総司令部において行つていたが、昭和26年11月より経済安定本部に引き継がれることとなつたため、その業務を行うに必要な経費を支出する必要があるからである。

計　533,298,000円

特別会計

大蔵省所管

造幣庁特別会計

1　広島造幣局建物その他風水害復旧に必要な経費　22,500,000円
本年10月14日、ルース台風により損害を受けた広島造幣局工場の建物等を早急に復旧する必要があるからである。

厚生省所管

厚生保険特別会計（業務勘定）

1　業務取扱に必要な経費の増加　34,830,000円
郵便料金の改訂があつたのと保険金の送付、納入告知書等の発送件数が増加したため既定予算の不足を補う必要があるからである。

国立病院特別会計

1　国立病院建物その他風水害復旧に必要な経費　11,100,000円
昭和26年10月のルース台風によつて災害を受けた国立病院の病棟その他建物を復旧する必要があるからである。

農林省所管

食糧管理特別会計

1　集荷委託費に必要な経費　2,000,000,000円
昭和26年産米の供出割当量を確保するため、集荷委託費を増額し都道府県及び市町村に交付する必要があるからである。

国有林野事業特別会計

1　国有林野風水害復旧に必要な経費　235,000,000円
昭和26年7月のケイト台風及び10月のルース台風により災害を受けた林道、山林等を早急に復旧する必要があるからである。

通商産業省所管

輸出信用保険特別会計

1　保険金支拂に必要な経費　27,169,000円
昭和25年12月6日前後に行われた外国為替及び外国貿易管理法による輸出の承認の取消等により保険金の支拂に充てるため既定予算の不足を補う必要があるからである。

郵政省所管

郵政事業特別会計

1　末吉郵便局及び野間池郵便局局舎風水害復旧に必要な経費　3,528,000円
昭和26年10月ルース台風により全壊及び流失した鹿児島県末吉及び野間池両特定郵便局の局舎を早急に復旧する必要があるからである。

電気通信省所管

電気通信事業特別会計

1　電信電話事業設備に必要な経費　102,913,000円
連合国軍司令部より通信命令が発せられた連合国関係通信施設の建設工事を行う必要があるからである。

1　電信電話施設の被害応急復旧に必要な経費　200,648,000円
昭和26年10月のルース台風によつて被害を受けた各地の電信電話施設を応急復旧する必要があるからである。

労働省所管

労働者災害補償保険特別会計

1　業務取扱に必要な経費の増加　11,253,000円
通信料金の改訂に伴い保険料納付書の送付等の既定予算の不足を補う必要があるからである。

昭和26年度特別会計予算予算総則第7條第3項に基く経費使用

農林省所管

国営競馬特別会計（投票券勘定）

1　国営競馬支拂金に必要な経費　761,250,000円
勝馬投票券の発売が著しく増加し、これに伴う支拂金の既定予算に不足を生ずるので、昭和26年度特別会計予算予算総則第7條第3項に基いて支出する必要があるからである。

○最高裁判所

◉再審による無罪判決の公示

昭和二十六年（う）第一六七三号

再審判決

本籍　京都市下京区東七條小稲荷町七十八番地
住居　同上（京都刑務所在監中）
無職
弘称　天こと
西村　博
昭和四年十一月五日生

右の者に対する窃盗被告事件について昭和二十六年三月二十六日京都刑事地方裁判所の言渡した再審判決に対し被告人から控訴の申立があつたので当裁判所は左のとおり判決する。

主文

原判決を破棄する。

被告人は無罪。

理由

被告人の控訴趣意について。

所論は要するに本件坂田吉松方の窃盗犯人は被告人ではないと主張するのであるが、そこで被告人に関するさきの窃盗被告事件の確定記録及び再審にかゝる窃盗事件の証拠調の結果を一くわしく検討してみると昭和二十五年十一月五日生

十四足を窃取した旨恐迫し、なお同人から金品を奪取した旨恐迫し、なお同人から金品を奪取した旨恐迫し、なお同人から金品を奪

昭27.1.30. 第7516号

告人は本件窃盗には関與していないものと認めざるを得ない。

従つて本件犯行をもつて被告人の所為なりとする原判決は刑事訴訟法第三百九十七條第三百八十二條により破棄すべく、なお本件は直ちに判決ができるから同法第四百條但し書に則り更に裁判をする。

本件公訴事実は「被告人は昭和二十四年六月二十一日京都市下京区七條通間の町南材木町五百三番地靴商坂田吉松方で同人所有の靴二十四足及び女物衣類等を窃取した」というのであるが、犯罪の証明が十分でないから刑事訴訟法第三百三十六條により無罪を言渡すべきである。

検事　舟田誠一郎関與

昭和二十六年十二月二十一日

大阪高等裁判所第一刑事部

裁判長判事　荻野益三郎

判事　梶田　幸治

判事　井関　照夫

◉刑事補償法による補償決定の公示

刑事補償決定要旨

一宮市川田町五丁目二番地

三井又龍こと

申立人　洪　又　龍

右代理人弁護士　三宅　厚三

右申立人に対する贓物故買被告事件について当裁判所が昭和二十五年七月二十八日言渡した無罪の判決は当時確定した。よつて申立により合計五十一日の拘禁に対し金一万二千七百五十円の補償をする。

昭和二十六年十二月六日

名古屋地方裁判所一宮支部

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

米沢区検察庁

○昭和二十三年押第二七号（斎藤豊物価統制令違反事件）

一、換価金　二五九円二〇銭

○同二十四年押第二五一号（鈴木正一窃盗事件）

一、毛布　一枚

二、ゴム長靴　一足

三、オーバー　一着

○同押第四九九号（加藤幸作臨時物資需給調整法違反事件）

一、換価金　一八〇円八〇銭

○同押第九一号（加藤芳松窃盗事件）

一、中古風呂敷　一枚

二、ペンキレーンチ　一個

三、モンキーレンチ　一個

四、布製提鞄　一個

五、鋏　一個

六、食糧管理法違反事件）

○同二十六年押第九号（還藤タケヨ

一、換価金　六一七円

二、同押第二〇六号（不明同）

三、同押第三〇六号（不明同）

四、風呂敷　一枚

五、換価金　一〇円

○同押第二〇八号（同）

一、換価金　九円六〇銭

二、風呂敷　一枚

三、布袋　一枚

○同押第二一〇号（同）

一、竹籠　一個

二、換価金　七九〇円二〇銭

○同押第二一一号（同）

一、換価金　一三四円八〇銭

二、風呂敷　一枚

三、布袋　一枚

○同押第二一二号（同）

一、換価金　五二六円八〇銭

二、布袋　一枚

三、トランク　一個

○同押第二一三号（同）

一、換価金　八三円三〇銭

二、布袋　一枚

○同押第二一八号（同）

一、換価金　一二、〇八三円三〇銭

二、南京袋　一枚

○同押第二一〇号（同）

一、換価金　五四六円

二、紙袋　一枚

○同押第二二二号（同）

一、換価金　一七五円九〇銭

二、風呂敷　一枚

三、紙袋　一枚

○同押第二二四号（同）

一、換価金　五四一円二〇銭

二、風呂敷　一枚

三、布製鞄　一枚

○同押第二二六号（同）

一、換価金　三四一円

二、袋　一枚

○同押第二二八号（同）

一、換価金　一四五円

二、布袋　一枚

○同押第二三〇号（同）

一、換価金　七七円八〇銭

二、風呂敷　一枚

○同押第二三二号（同）

一、換価金　七四円七〇銭

二、紙袋　一枚

○同押第二三四号（同）

一、換価金　一、〇六〇円

二、現金　一、〇六〇円

○同押第二三六号（小林武作同）

一、換価金　二八五円八〇銭

○同押第二八五号（田中孝治郎外一名窃盗事件）

一、ギヤ（自転車用）　一組

二、早稲田大学帽　一個

○同押第二九八号（藤田リエ同）

一、純毛海水着　二着

二、女子用地下足袋　一足

○同押第三五一号（不明食糧管理法違反事件）

一、茶色服地　三ヤール

二、菊地マヌ遺失物横領事件）

○同押第三八五号　六一五円

○昭和二十六年領第四〇〇号（不詳食糧管理法違反事件）

一、布袋　一枚

二、風呂敷　一枚

三、白米換価金　一、千四百十八円

○同領第四〇一号（同）

一、白米　七百六十七円

○同領第四〇二号（同）

一、白米　一千三百九十三円

○同領第四〇三号（同）

一、白米　九百六十一円

○同領第四〇四号（同）

一、白米　一千七百円

○同領第四〇五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四〇六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四〇七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四〇八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四〇九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四一〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四一一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四一二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四一三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四一四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四一五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四一六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四一七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四一八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四一九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四二〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四二一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四二二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四二三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四二四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四二五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四二六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四二七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四二八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四二九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四三〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四三一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四三二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四三三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四三四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四三五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四三六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四三七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四三八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四三九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四四〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四四一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四四二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四四三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四四四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四四五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四四六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四四七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四四八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四四九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四五〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四五一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四五二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四五三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四五四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四五五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四五六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四五七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四五八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四五九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四六〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四六一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四六二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四六三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四六四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四六五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四六六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四六七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四六八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四六九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四七〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四七一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四七二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四七三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四七四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四七五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四七六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四七七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四七八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四七九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四八〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四八一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四八二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四八三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四八四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四八五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四八六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四八七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四八八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四八九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四九〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四九一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四九二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四九三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四九四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四九五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四九六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四九七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四九八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第四九九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五〇〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五〇一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五〇二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五〇三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五〇四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五〇五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五〇六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五〇七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五〇八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五〇九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五一〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五一一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五一二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五一三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五一四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五一五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五一六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五一七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五一八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五一九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五二〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五二一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五二二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五二三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五二四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五二五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五二六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五二七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五二八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五二九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五三〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五三一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五三二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五三三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五三四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五三五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五三六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五三七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五三八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五三九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五四〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五四一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五四二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五四三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五四四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五四五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五四六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五四七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五四八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五四九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五五〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五五一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五五二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五五三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五五四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五五五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五五六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五五七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五五八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五五九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五六〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五六一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五六二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五六三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五六四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五六五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五六六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五六七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五六八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五六九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五七〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五七一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五七二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五七三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五七四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五七五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五七六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五七七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五七八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五七九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五八〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五八一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五八二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五八三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五八四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五八五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五八六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五八七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五八八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五八九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五九〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五九一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五九二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五九三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五九四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五九五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五九六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五九七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五九八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第五九九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六〇〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六〇一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六〇二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六〇三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六〇四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六〇五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六〇六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六〇七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六〇八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六〇九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六一〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六一一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六一二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六一三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六一四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六一五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六一六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六一七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六一八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六一九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六二〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六二一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六二二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六二三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六二四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六二五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六二六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六二七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六二八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六二九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六三〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六三一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六三二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六三三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六三四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六三五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六三六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六三七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六三八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六三九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六四〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六四一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六四二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六四三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六四四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六四五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六四六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六四七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六四八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六四九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六五〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六五一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六五二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六五三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六五四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六五五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六五六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六五七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六五八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六五九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六六〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六六一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六六二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六六三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六六四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六六五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六六六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六六七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六六八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六六九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六七〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六七一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六七二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六七三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六七四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六七五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六七六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六七七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六七八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六七九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六八〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六八一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六八二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六八三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六八四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六八五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六八六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六八七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六八八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六八九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六九〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六九一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六九二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六九三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六九四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六九五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六九六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六九七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六九八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第六九九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七〇〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七〇一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七〇二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七〇三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七〇四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七〇五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七〇六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七〇七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七〇八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七〇九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七一〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七一一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七一二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七一三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七一四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七一五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七一六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七一七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七一八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七一九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七二〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七二一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七二二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七二三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七二四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七二五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七二六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七二七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七二八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七二九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七三〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七三一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七三二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七三三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七三四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七三五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七三六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七三七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七三八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七三九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七四〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七四一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七四二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七四三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七四四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七四五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七四六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七四七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七四八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七四九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七五〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七五一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七五二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七五三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七五四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七五五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七五六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七五七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七五八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七五九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七六〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七六一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七六二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七六三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七六四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七六五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七六六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七六七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七六八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七六九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七七〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七七一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七七二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七七三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七七四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七七五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七七六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七七七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七七八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七七九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七八〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七八一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七八二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七八三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七八四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七八五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七八六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七八七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七八八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七八九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七九〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七九一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七九二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七九三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七九四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七九五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七九六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七九七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七九八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第七九九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八〇〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八〇一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八〇二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八〇三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八〇四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八〇五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八〇六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八〇七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八〇八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八〇九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八一〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八一一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八一二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八一三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八一四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八一五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八一六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八一七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八一八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八一九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八二〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八二一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八二二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八二三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八二四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八二五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八二六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八二七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八二八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八二九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八三〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八三一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八三二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八三三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八三四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八三五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八三六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八三七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八三八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八三九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八四〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八四一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八四二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八四三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八四四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八四五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八四六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八四七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八四八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八四九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八五〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八五一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八五二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八五三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八五四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八五五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八五六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八五七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八五八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八五九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八六〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八六一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八六二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八六三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八六四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八六五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八六六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八六七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八六八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八六九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八七〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八七一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八七二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八七三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八七四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八七五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八七六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八七七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八七八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八七九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八八〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八八一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八八二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八八三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八八四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八八五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八八六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八八七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八八八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八八九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八九〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八九一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八九二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八九三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八九四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八九五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八九六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八九七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八九八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第八九九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九〇〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九〇一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九〇二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九〇三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九〇四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九〇五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九〇六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九〇七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九〇八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九〇九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九一〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九一一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九一二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九一三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九一四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九一五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九一六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九一七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九一八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九一九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九二〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九二一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九二二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九二三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九二四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九二五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九二六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九二七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九二八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九二九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九三〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九三一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九三二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九三三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九三四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九三五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九三六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九三七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九三八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九三九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九四〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九四一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九四二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九四三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九四四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九四五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九四六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九四七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九四八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九四九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九五〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九五一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九五二号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九五三号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九五四号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九五五号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九五六号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九五七号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九五八号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九五九号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九六〇号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九六一号（同）

一、白米　一千四百十八円

○同領第九六二

昭27.1.30.　第7516号

○昭和二十六年領第一五号（高橋実己公私文書変造行使事件）一枚
○同第一二八号（広川与一郎外一名蔵種送証明書）一枚
○印章署名不正行使等事件）
一、納入一覧表　一通
○同領第二八七号（天木拔男詐欺事件）
一、質札　一枚
一、同　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。釧路地方検察庁帯広支部
帯広区検察庁
九十九条により公告する。刑事訴訟法第四百
○昭和十四年領第二〇九号（山本タカ詐欺事件）
一、預証　一枚
○昭和二十六年領第三九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、食糧管理法違反事件）
一、同領第一二〇号（佐藤勇二郎同）
一、同　一万三千六十七円
○同領第四〇七号（氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、車竿　一組
一、かぎ　一本
○同領第四三三号（角勇物盗事件）
一、バール　一個
○同領第四五七号（氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、業取締引掛針　一組
○同領第九七号（張文川外二名物価統制令違反事件）
一、換価金　十八万円
○同保第一九号（氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、同　二百七十九円
○同保第一三四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、同　三千五百七十九円
○同保第一三六号（同北海道漁業取締規則違反事件）
一、同保第一三六号（吉川源治食糧管理法違反事件）
一、同　六百五十六円三十七銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。長岡区検察庁
○昭和二十六年領第八七三号（倉上徳次郎食糧管理法違反事件）
一、換価金　千六百九十六円
○同第八七一号（武井敏光同）
一、同　千三百九十四円
○同領第八七二号（斎藤和正同）
一、同第八七一号　千六百二十六円

○同第八七四号（被疑者不詳同）
○同第八七五号（同）
○同第八七六号（同）
○同第八七七号（同）
○同第八七八号（同）
○同第八七九号（同）
○同第八八〇号（同）
○同第八八一号（同）
○同第八八二号（同）
○同第八八三号（同）
○同第八八四号（同）
○同第八八五号（同）
○同第八八六号（同）
○同第八八七号（同）
○同第八八八号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○同第八八九号（同）
○昭和二十六年領第一〇号（白川弼太郎横領事件）
一、横領資産係納付書　二通
○同領第三六九号（李南極外国人登録令違反等事件）
一、罪降ラシヤオーバ　二ヤール五分位
二、ボーラ生地　六ヤール
三、霜降毛布　一枚
○同領第二三〇号（田之内高穂詐欺事件）
一、女用腕時計バンド　一本
○昭和二十四年領第三九一号（李又春窃盗事件）
一、窃盗被疑事件）
二、証拠物　電燈　一個
軍手　一双

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。新潟区検察庁
○昭和二十五年領第七七号（帆刈正治物価統制令違反事件）
一、綿布　一〇反
○昭和二十三年領第七号（金木正窃盗事件）
一、漁業用長靴　一足
二、常内靴　一足
三、黒羅紗マント　一枚
四、手拭　一枚
五、男物木綿浴用浴衣　二枚
六、四木綿五木綿縞単衣上衣　一枚
七、子供用黒ラシヤマント　一枚
八、メリヤスもゝひき　一枚
九、軍冬襦袢　一枚
一〇、子供男物単衣ネル　一枚
一一、縞物黒色モンペイル　四枚
一二、男物アンダーメリヤスシヤツ　一枚
一三、五歳用木綿袷　一枚
一四、四歳用木綿袷　一枚
一五、五歳用綿入　一枚
一六、四歳用綿ネル単衣　一枚
一七、半袖メリヤスシヤツ　一枚
一八、七歳用綿入　一枚
一九、分白足袋　一足
二〇、文女メリヤス単衣　一枚
二一、大人白物メリヤス単衣　一枚
二二、コール天半ズボン　一枚
二三、中子供白シヤツ　一枚
二四、郷（白色）　一枚
二五、木綿山善袷　一枚
二六、南京袋　一束
二七、護靴　一足
二八、九革バンド　一本
二九、木綿黒大風呂敷　一枚
三〇、ボロ　一枚
三一、キセル付麻紐　一本
三二、タオルカン　一枚
三三、赤革長靴　一足

三四、ゴム長靴　一足
三五、子供マント　一枚
三六、オーバー　一枚
三七、黒ラシヤマント帽子　一個
三八、黒ラシヤマント　一枚
三九、中子供マント　一枚
四〇、黒アミ上靴　一足
○昭和二十六年領第一〇三号（中務トイ女用煙草入）　一個
一、同領第一七三号（小川清二同）
二、同領第二六吋中古自転車　一台
○同領第二〇一号（富樫鉄之助同）
一、アンダグル　六本
○同領第一九九号（折木寅蔵同）
一、男物中古茶色折襟上衣　一枚
○同領第一九号（内山良同）
一、婦人用紺色上ッ張　一枚
二、男物洋傘　一本
○同領第二〇号（仲村信一同）
一、眼鏡　二個
二、ライター　一個
三、ボールペン　二本
四、万年筆　一本
五、商品券　四枚

○工場財団

函館市万代町三十番地函館定温倉庫株式会社より東京都中央区月島十二丁目七番地函館定温倉庫株式会社東京冷蔵庫に属する土地及建物工作物並に機械器具等に対し新たに工場財団に属すべきものとして目録変更登記の申請があったので右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出ること。

但し、新たに工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年一月三十日

函館地方法務局

裁判所公告（●印は新料金）

○公示催告中更正

●高知県長岡郡新改村新改一八二岡林邦彦方　申立人　筒井憲次郎

右申立に係る公示催告事件昭和二十六年（ノ）第四五五号昭和二十七年一月十二日官報公告中記号番号錯誤せるを発見したるに付き左記の通り更正する。

記号番号　(1)は丁九〇六一、九〇六二、九〇六三(2)に丁五七一八、五七一九、は丁二〇八六五(3)へ丙一七三二、へ丁二一七二三、へ戊一八一九、へ己五二七二

昭和二十七年一月二十二日

大阪簡易裁判所

○失踪に関する届出の催告

●昭和二十六年（家）第三一六号

本籍熊本県鹿本郡山鹿町大字山鹿一五三〇番地、住所右同所一一一二番地　申立人　小川　高盛

本籍熊本県鹿本郡山鹿町大字山鹿一五三〇番地、最後の住所満州国鞍山市外千山荘七〇四番地

不在者　小川トキヱ

大正七年一月五日生

右の不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立があったから不在者は昭和二十七年八月一日迄に、当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日迄にその届出をされ度い。

昭和二十七年一月二十四日

熊本家庭裁判所山鹿支部

家事審判官　鍛治四郎

●昭和二十六年（家）第一六四六号
●昭和二十六年（家）第一六四七号

本籍福島県石城郡磐崎村大字上湯長谷字長倉一番地、最後の住所満州国三江省同江県公署官舎

不在者　最上　久子

大正十年二月十六日生

同　最上　昌樹

昭和十七年十月八日生

右不在者等に対し本籍並び住所不在者等の本籍に同じ利害関係人最上五郎より失踪宣告の申立があったから不在者等は昭和二十七年七月三十日までに当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者等の生死を知つている方は右期日までにその届出をされたい。

昭和二十七年一月十六日

福島家庭裁判所平支部

○除権判決

●昭和二十六年（ノ）第一号

東京都中央区京橋三丁目二番地の四　申立人　片倉肥料株式会社

右代表者取締役　鷲見　保佑

右代理人弁護士　阿部　義次

左記表示の証券につき申立人の申立によつて公示催告をしたところ昭和二十六年十月三十一日午前十時の期日迄に権利を届出で、且つ証券を提出するものがなかつたから、申立人の申立に基いて、前記証券の無効を宣言する。

昭和二十六年十月三十一日

福島簡易裁判所

裁判官　中沢四郎

記

一証券番号　第二号　約束手形　一枚
金額　金八十万円也
支拂期日　昭和二十六年一月二十日
支拂地　福島市中町六七
支拂場所　福島県開拓生産農業協同組合連合会
振出地　福島市中町六七
振出年月日　昭和二十五年十二月二十五日
振出人　福島市中町六七、福島県開拓生産農業協同組合連合会会長吾妻千代吉
受取人　片倉肥料株式会社

一証券番号　第三号　約束手形　一枚
金額　金八十万円也
支拂期日　昭和二十六年一月二十日
支拂地　福島市中町六七
支拂場所　福島県開拓生産農業協同組合連合会
振出地　福島市中町六七
振出年月日　昭和二十五年十二月二十五日
振出人　福島市中町六七、福島県開拓生産農業協同組合連合会会長吾妻千代吉
受取人　片倉肥料株式会社

●昭和二十六年（ノ）第二号

香川県木田郡氷上村大字上高岡九百二十七番地　申立人　石浜　立暢

別紙目録記載の債券につき当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十月十二日午前十時の期日までに権利を届出でたものがないから申立人の申立に基き前記債券の無効を宣言する。

昭和二十六年十月二十七日

高松簡易裁判所

裁判官　横山亮平

（別紙）　目　録

一種類及び数量　第三十一号割引興業債券一十枚第三十五号割引興業債券五枚第三十七号割引興業債券五枚

一枚の額面　金一万円也

一枚の拂込金額　九千三百四十一円

記号番号　第三十一号自第一四一七一号至一四一八〇号十枚第三十五号自第二一七八八四号至二一七八八五号五枚第三十七号自第二九一七五七号至二九一六一号五枚

発行者　株式会社日本興業銀行取締役頭取川北禎

発行日　第三十一号昭和二十五年四月二十八日第三十五号昭和二十五年六月二十七日第三十七号昭和二十五年七月二十六日

最終所有主　申立人

●昭和二十六年（ノ）第三四号

大阪市南区千年町三十八番地　申立人　岡谷鋼機株式会社大阪支店

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年十月二十三日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年十月二十三日右証券の無効を宣言した。

昭和二十六年十月二十三日

大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

一、約束手形　一通
手形番号　第三二九号
額面　金五十三万五千円也
支拂期日　昭和二十六年三月三十一日
支拂地　大阪市
支拂場所　株式会社富士銀行津守支店
振出地　大阪市
振出月日　昭和二十五年十二月二十九日
振出人　大和製鋼株式会社
保証人　—
受取人　岡谷鋼機株式会社
裏書人　岡谷鋼機株式会社大阪支店
最終所持人　岡谷鋼機株式会社大阪支店

○破産宣告

●富山県新湊市長徳寺六百四十五番地

債務者　野村水産株式会社

右代表取締役　野村　與一

右に対する昭和二十六年(ノ)第二号破産事件につき昭和二十七年一月二十五日午前十時当裁判所の為したる破産宣告に対し公告する。

一、債務者野村水産株式会社を破産者とす。破産管財人　高岡市定塚町一二三三、弁護士山本三次

一、債権届出期間　昭和二十七年二月十二日

一、第一回の債権者集会の期日　昭和二十七年二月二十二日

一、破産者の債務者及破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済を為し又は破産者に対し債務を負担するものはその財産を所持するものはその旨、若しその財産を所持するときはその債権を有する旨を昭和二十七年二月十二日までに破産管財人に届出すべし。

昭和二十七年一月二十五日

富山地方裁判所高岡支部

裁判官　筏井甚吉

●鳥取市吉方三二〇番地　小沢礦市こと小沢虎一

右の者に対する昭和二十五年(ワ)第三号破産事件につき昭和二十七年一月二十日当裁判所の為した破産宣告に対し次の如く公告する。

一、小沢虎一を破産者とする。

一、破産管財人　住所鳥取市西町三一六番地の二、弁護士長砂廉蔵

一、債権届出期間　昭和二十七年二月十二日迄

一、第一回の債権者集会の期日　昭和二十七年二月二十二日午後一時

一、債権調査の期日　昭和二十七年二月二十二日午後一時

一、破産者の債務者及破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済を為し又は破産者に対し債務を負担するものはその財産を交付すべからず。尚破産者に対し債務を負担する者又は其の財産を所持する者は其の旨、若し其の財産を所持する者が別除権を有するときは其の債権を有する旨を昭和二十七年二月十二日迄に破産管財人に届出よ。

昭和二十七年一月二十四日午前十時宣告

鳥取地方裁判所

第7516号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　一月二十六日付衆会第八号一六頁●同二十八日付参会第八号（その一）二頁

○会社解散命令申請

●昭和二十六年（ヒ）第一七七号

東京都千代田区神田和泉町一番地、磯部英三郎より同都中央区日本橋室町三丁目四番地四、日東洋傘工業株式会社に対し、昭和二十六年十二月二十二日当庁に会社解散命令申請があつた。

昭和二十七年一月二十六日

東京地方裁判所民事第八部

新源泉湧出
有馬温泉
大浴場と家族風呂完備
観光旅館 御所坊
神戸駅から神戸電鉄にて60分
神戸市兵庫区有馬町
電話有馬5番10番

会社その他の公告

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十二月一日の株式総会の決議に依り解散致しましたので当会社に対する債権者で第一回公告の日から二箇月以内に申出無き方は清算から除外致します。

昭和二十七年一月二十五日

長野県南佐久郡小海村

佐久林産燃料株式会社

長野県南佐久郡川上村大字御所平六八九番地

清算人　高見沢吉文

長野県南佐久郡中込町三六〇番地

清算人　小須田宗義

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十一月二十七日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日より二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出なき時は清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十七日

清算事務所　神戸市葺合区小野柄通六丁目四の一

株式会社兵庫県日産石鹸会

代表清算人　松田　俊治

解散公告（第三回）

当協会は昭和二十六年十月三十日理事会の決議により解散しました。当協会に債権を有する方はこの公告の翌日から二箇月以内に申出がないと清算から除外致します。

昭和二十七年一月二十五日

東京都中央区築地五丁目一番地

東京都中央卸売市場内

財団法人東京都食堂協会

清算人　山本　宗平

同　飯塚　兼吉

同　伊藤　実

同　二村　末雄

同　金子　円治

同　田越　柳助

組織変更公告

当会社は昭和二十七年一月十四日社員総会の決議により株式会社に組織変更に付異議ある方は此公告掲載の日より二箇月以内に異議の申立相成度公告候也

昭和二十七年一月二十二日

仙台市裏五番丁五番地

有限会社伯養軒

右代表取締役　大泉勘壽郎

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十二月二十六日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月二十八日

東京都品川区大井立会町五六九番地

六和商事株式会社

清算人　鈴木　重信

清算事務所　千代田区神田東紺屋町四二番地

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十二月三十一日社員総会の決議により同日解散しましたから当会社に対して債権のある方は本公告第一回掲載の翌日から二箇月以内に申出ないときは清算から除斥致します。

昭和二十七年一月二十八日

大阪府南河内郡藤井寺町字小山九一〇番地

株式会社川崎藤井寺製作所

代表清算人　熊井　松雄

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十二月二十六日株主総会決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出なき時は清算より除斥致します。

昭和二十七年一月二十八日

東京都中央区宝町二丁目一番地

清水産業株式会社

清算人　中村　貫之

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年一月二十一日の株主総会の決議により同日を以て解散しました。

当会社に対して債権を有する方はこの公告掲載の翌日より二箇月以内に申出られたい。もしこの期間内に申出がないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月二十一日

富山県下新川郡魚津町大字真成寺町八番地

有限会社東城商店

清算人　東城　保吉

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十一月二十七日株主総会の決議により解散しましたので当社に対し債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。この期間内に申出ないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年一月二十六日

大阪市西区九條中通二丁目六百十八番地

（現在　神戸市東灘区本山町田辺二三〇番地の五林文昭方）

北陸電工株式会社

清算人　林　文昭

乙種看護婦生徒募集

一、募集人員　十五名（修業年限二ヶ年）

一、資　格　新制中学卒業以上の十五才より二十才までの者

一、入学試験　三月六日七日両日午前九時より当院に於て（国、数、理）

一、待　遇　寄宿舎に収容し、学費及食費支給、被服貸與をする。

応募者は二月末日迄に郵券封入の上、学院指定の願書を請求し提出のこと

東京都北区西ケ原町一、一二五

印刷庁東京病院附属看護学院

—国電・上中里駅　都電・西ケ原下車—

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十七年一月二十一日株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十七年一月二十八日

東京都文京区本郷三丁目一番地

株式会社漆原工業所

清算人　漆原　徳蔵

解散公告（第一回目）

当会社は昭和二十七年一月二十日株主総会の決議により解散しましたから当会社に債権を有される方はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に其旨を申出で下さい。若しこの期間内に御申出のないときは清算より除斥します。

昭和二十七年一月二十四日

高崎市本町五十一番地

群馬農産工業株式会社

清算人　海老原仙之助

第十一期決算公告貸借対照表

昭和二十六年十月三十一日現在

資産の部

固定資産	一三、六五八、八九三・〇〇
現金預金	二、四二五、五七六・〇〇
製品	一四、九二六、三〇〇・〇〇
原材料	六七、〇六六、二八七・〇〇
諸勘定	一二、三四七、〇四四・〇〇
合計	一〇、四二四、一〇〇・〇〇

負債の部

資本金	八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
積立繰越金	五、三九二、六二一・〇〇
借入未拂金	九四、六六一、四八三・〇〇
当期利益金	二、三六九、九九六・〇〇
合計	一〇、四二四、一〇〇・〇〇

岡谷共栄製糸株式会社

正誤

昭和二十七年一月二十八日会社その他の公告欄四一九頁五段四二〇頁一段財団法人東京都食堂協会「解散公告（第二回）」は「解散公告（第一回）」の誤り。

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁　電話九段(33)三一一五九　振替東京一九〇〇〇　官報課